

別紙(令和3年4月19日改訂)

学術集会等における発表や講演活動にかかる利益相反状態として自己申告すべき事項

本法人が主催する学術集会や研修会等で発表や講演、学術刊行物等で発表を行う場合、筆頭発表者は、今回の演題発表に際して、企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について、利益相反状態の有無を抄録等登録時に(様式1)より自己申告しなければならない。申告すべき期間は3年間(1月1日～12月31日をいう。以下同じ)と当該年の申告時(1月1日～発表時)までとする。また、該当する利益相反状態がある場合、筆頭発表者は該当する利益相反状態について、発表スライドの最初(または演題・発表者などを紹介するスライドの次)、あるいはポスターの最後に所定の(様式2-A)または(様式2-B)により、開示するものとする。自己申告が必要な事項と申告基準額は以下の通りに定める。ただし、申告する義務のある利益相反状態は、発表や講演内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものとする。

① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上はこれを申告する。

② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合はこれを申告する。

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合にはこれを申告する。

④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合にはこれを申告する。

⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合にはこれを申告する。

⑥ 企業や営利を目的とした団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた研究費・助成金などの総額が100万円以上の場合にはこれを申告する。

⑦ 企業や営利を目的とした団体から、奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた奨学(奨励)寄附金などの総額が100万円以上の場合にはこれを申告する。

⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合はこれを申告する。

⑨ その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など)については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合には申告する。